

鳥取県告示第 403 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年7月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年5月30日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

1 申請のあった年月日

平成20年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県中部断酒新生会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

藤井 晃博

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市八幡町 3304-8

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県中部地区を中心として酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意による断酒を実行する者を支援し、断酒によって明るい人生の建設をめざすとともに、酒害に関する啓発運動を行い酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。

6 定款の変更事項

役員（理事）の人数